

『有効活用事例にみる民事信託の実務指針』

●目次●

第1章 民事信託実務の基礎 知識と実務指針

I 民事信託実務の基礎知識	2
1 民事信託は創造する制度.....	2
《キーワード》 信託行為/2	
2 民事信託は財産管理・承継制度.....	3
《キーワード》 信託関係人/4	
3 民事信託は利用者の思いや考えを満たすことができる広遠な 制度.....	5
《キーワード》 成年後見制度/6	
《キーワード》 信託の成年後見制度との併用/7	
4 民事信託の基本的構造（しくみ）.....	7
(1) 財産の現実的提供と移転があること.....	7
(2) 財産の管理・運用は受託者に委ねられていること.....	8
(3) 受益者を護る制度が確立されていること.....	9
(4) 受益者は受益権という権利を取得すること.....	9
5 民事信託を知る.....	10
(1) 民事信託の概念.....	10
(2) 実務で登場する民事信託.....	11
《キーワード》 民事信託/12	
《キーワード》 福祉型信託/12	
II 民事信託を実務で有効に活用するために	13
1 信託の本質を知り信認関係を確立すること.....	13

IV 民事信託に関する税法・通達の基礎知識	30
1 はじめに.....	30
〔図1〕 受益者等課税信託の課税関係概念図/31	
2 信託設定時の課税関係.....	31
(1) 相続税・贈与税.....	31
〔図2〕 信託設定時の課税関係/32	
(2) 流通税（登録免許税・不動産取得税）.....	32
〈表1〉 信託設定時の流通税（不動産）の課税関係/33	
(3) 印紙税.....	33
〈表2〉 信託の方法と印紙税/33	
3 信託期間中の課税関係.....	33
(1) 所得税.....	33
〔図3〕 信託不動産に係る不動産所得の損益通算の特例/34	
(2) 信託受益権が複層化している場合の考え方.....	34
4 信託終了時の課税関係.....	35
(1) 所得税・贈与税および相続税.....	35
(2) 流通税（登録免許税・不動産取得税）.....	35
〈表3〉 受益者・帰属権利者等が共に1名かつ個人である 場合の信託終了時の課税関係/36	
〈表4〉 信託終了に伴う不動産の移転に伴う登録免許税・ 不動産取得税の課税関係/36	
5 信託受益権の相続税評価額.....	37
(1) 信託受益権の評価——原則.....	37
〈表5〉 信託受益権の評価/37	
(2) 受益者連続型信託の特例.....	37
〈表6〉 受益者連続型信託に関する権利の価額/38	
〔図4〕 複層化された受益者連続型信託の評価イメージ/38	
〔図5〕 受益者連続型信託の受益権の評価/39	

目 次

6	相続税（贈与税）に関する主な特例の適用の可否	39
	〈表7〉 相続税（贈与税）に関する主な特例の適用の可否	40
7	事 例	40
	(1) 事例の内容	40
	〔図6〕 不動産管理処分信託のしくみ	41
	(2) 遺言書の作成時の課税関係	41
	ア) 所得税・相続税	41
	イ) 印紙税	41
	(3) 信託受益権設定時の課税関係	42
	ア) 相続税	42
	イ) 流通税等	42
	(4) 信託期間中の課税関係	42
	ア) 固定資産税等	42
	イ) 所得税	42
	ウ) 信託の計算書	43
	(5) 信託終了時の課税関係	43
	ア) 相続税	43
	イ) 流通税等	43

第2章 専門職による民事信託 の提案

I	はじめに	46
II	受託者の義務・責任と専門職による支援	47
1	受託者の義務・責任——家族等は受託者としてどのような役割を担うのか	47
(1)	信託法上の受託者の義務・責任	47

(2) 受託者の善管注意義務等	47
〈表8〉 信託法上の受託者の義務・責任	48
(3) 民事信託のリスクにかかわる責任等	49
(ア) 工作物等の所有者の責任	49
(イ) 受託者の不法行為（不作為を含む）	49
(ウ) 受託者と受益者の利益相反関係・扶養義務関係	50
2 受託者に対する支援の体制	50
Ⅲ 信託業法から学ぶ注意義務等	51
1 信託の引受けに係る禁止行為	51
2 信託の引受けに係る適合性の原則	52
(1) 委託者の属性等	52
(2) 情報提供の適正性	53
(3) 受託者の能力	53
(4) 広告規制	53
(5) 交付書面の記載内容	53
3 信託の引受けに係る説明等の義務	53
4 受託者の義務	54
5 信託財産に係る行為準則	54
(1) 受益者または信託財産の状況に応じた対応	55
(2) 不動産の信託	55
(3) 信託期間中の財産の管理	56
(4) 分別管理体制の整備	56
(5) 信託財産状況報告書の交付	57
6 信託事務の委託規制	57
7 重要な信託の変更等の規制	58
8 費用等の償還、前払いの範囲等	58
Ⅳ 民事信託の提案にあたって	60
1 委託者のニーズの確認、状況の把握・分析	60

目 次

2	三つの観点（実務・財務・法務）からの検証	60
3	他の専門家との連携	61
4	他の手法または信託銀行等の商品との比較	61
	〈表9〉 スキームの比較一覧表／62	
V	信託事務上の検証事項と実務の視点	63
1	不動産・金融資産の受託者への名義書換手続	63
	〈表10〉 信託の公示の区分と分別管理方法／64	
2	適切な管理方法と手続の確認	65
	(1) 受益者のライフプランとキャッシュフローの整合性	65
	(2) 円滑な信託事務の遂行	65
	(3) 不動産の状況の確認	66
3	会計帳簿・計算書等の作成および報告・提出	66
4	受託者・受益者の変更、信託の変更	66
5	委託者・受託者等の権利・義務、信託関係人の設置等	67
6	信託終了時の清算等	67
7	委託者・受益者等の情報管理	68
8	信託当事者・関係者へのわかりやすい説明	68
	(参考) 最終意思チェックリスト（簡易版）／69	
9	信託条項——信託の目的、状況変化への対応と信託法の解釈	70
	(1) 最優先の信託の目的の明確化（目的条項への十分な配慮）	70
	(2) 状況の変化に対応する方法	70
	(3) 信託条項として検討すべき事項	71
	(ア) 委託者のニーズのための信託関係人の定め／71	
	(イ) 必要な信託条項の確認／71	
	〈表11〉 信託条項に定める事項／72	
	(4) 信託法の解釈と実務上の取扱い	72
	(ア) 信託行為に定める内容の解釈	73
	(イ) 受益権の相続等と新たな取得の取扱い	73

〈表12〉 遺留分算定における受益権説と信託財産説／74	
(ウ) 受託者の権利濫用リスクへの対策……………	74
10 信託税制の税負担と適用への留意……………	75
11 専門職の立ち位置の明確化……………	75
12 信託設定・遺言作成の終了後の信託条項の見直し……………	75

第3章 事例にみる民事信託 の実務と書式

I 親なき後の子の生活保障における民事信託の活用……………	78
1 親なき後問題と支援信託……………	78
(1) 親なき後の支援の問題……………	78
(2) 親なき後の支援信託の位置づけ……………	78
2 事例……………	79
(1) 事例の内容……………	79
(ア) 家族の状況／79	
〔図7〕 当事者等の関係図／80	
(イ) 一郎の希望／81	
(ウ) 一郎の財産・収支／81	
(2) 成年後見制度における身上監護と福祉型信託における受託者の信託事務……………	81
(3) 本事例における福祉型信託の活用の考え方……………	82
(4) 本事例において活用する福祉型信託のしくみ……………	83
3 事前準備……………	83
(1) 委託者への聞き取りによる情報収集……………	83
〔図8〕 遺言による信託スキーム／84	
〔図9〕 遺言代用信託契約スキーム／85	

目 次

(ア) 信託の目的／86	
(イ) 受益者／86	
(ウ) 受託者／86	
【書式1－1】 委託者への事情聴取用チェックリスト（記入例）／87	
【書式1－2】 委託者・受益者のライフプラン（記入例）／91	
(2) 資料の収集……………93	
(ア) 遺言による信託の場合／94	
(イ) 遺言代用信託契約の場合／94	
4 信託スキームの立案……………94	
(1) スキーム立案時の留意点……………94	
(2) 遺言による信託を活用する場合……………95	
【書式1－3】 遺言公正証書／96	
(3) 遺言代用信託契約（不動産等管理処分信託契約）を活用する場合……………104	
【書式1－4】 遺言代用信託（不動産等管理処分信託）契約書／105	
(4) 遺言信託と遺言代用信託契約の比較……………111	
〈表13〉 遺言信託と遺言代用信託契約の比較／111	
(5) 福祉型信託スキーム立案時の専門職の関与のあり方……………113	
5 信託登記と登記申請……………114	
(1) 概 要……………114	
(2) 必要書類等……………114	
(3) 登記申請書……………114	
(4) 信託目録に記録すべき情報……………114	
【書式1－5】 信託目録に記録すべき情報／114	
6 信託期間中の実務と留意点……………117	
(1) 分別管理……………117	

(2) 帳簿作成義務と報告義務	117
7 税務上の留意点	118
(1) 遺言信託の設定時の課税関係	118
(2) 遺言代用信託契約の締結時の課税関係	119
(3) 信託期間中の課税関係	119
(4) 信託の変更時の課税関係	119
(5) 信託の終了時の課税関係	120
8 信託終了後の実務と留意点	120
(1) 主な実務	120
(ア) 清算事務	120
(イ) 残余財産の給付	120
(ウ) 残余財産帰属権利者等	121
(2) 信託終了後の専門職の関与のあり方	121
II 高齢者の財産管理における民事信託の活用	123
1 高齢者の財産管理	123
(1) 無防備な財産管理の問題	123
(2) 高齢者の財産管理のための民事信託	123
2 事例	124
(1) 事例の内容	124
〔図10〕 当事者等の関係図	124
(2) 本事例における不動産管理処分信託の活用の考え方	125
(3) 本事例において活用する不動産管理処分信託のしくみ	125
〔図11〕 不動産管理処分信託のしくみ	126
3 事前準備	126
(1) 資料の収集	126
(2) 情報の収集	126
4 信託スキームの立案	128
(1) 関係者への対応	128

目 次

(ア) 関係者の理解を得ること／128	
(イ) 関係者のニーズの聞き取り／128	
(2) 信託スキーム立案時の留意点……………	129
(ア) 信託すべき財産、信託しない財産の区別／129	
(イ) 委託者が遺言を作成することの要否／129	
(ウ) 法務局との事前相談／129	
(3) 金融機関への対応……………	130
(ア) 担保権に関する問題／130	
(イ) 受託者名義の預金口座の開設／130	
(4) 信託契約書の作成……………	131
【書式 2－1】 不動産管理処分信託契約書／131	
(5) 信託スキーム立案時の専門職の関与のあり方……………	138
5 信託登記と登記申請手続……………	138
(1) 概 要……………	138
(2) 必要書類等……………	138
(3) 登記申請書……………	139
【書式 2－2】 登記申請書（信託設定時）／139	
(4) 信託目録に記録すべき情報……………	141
【書式 2－3】 信託目録に記載すべき情報／142	
(5) 登記事項証明書……………	144
【書式 2－4】 登記事項証明書／145	
(6) 代理権限証明情報（委任状）……………	147
【書式 2－5】 委任状／147	
(7) 税務上の留意点（信託設定時）……………	148
6 信託期間中の実務と留意点……………	148
(1) 主な実務……………	148
(ア) 管 理／148	
(イ) 税 務／149	

(2) 信託財産（金銭）を用いた不動産の購入等と登記申請……………	149
(ア) 概要／149	
(イ) 必要書類等／150	
(ウ) 登記申請書／150	
【書式2-6】 登記申請書（不動産購入時）／151	
(エ) 登記原因証明情報（報告形式の場合）／152	
【書式2-7】 登記原因証明情報／153	
(オ) 受益者代理人の承諾書……………	154
【書式2-8】 受益者代理人の承諾書／154	
(3) 信託財産（不動産）の売却と登記申請……………	155
(ア) 概要／155	
(イ) 必要書類等／156	
(ウ) 登記申請書／156	
【書式2-9】 登記申請書（不動産売却時）／156	
(エ) 登記原因証明情報／158	
【書式2-10】 登記原因証明情報／158	
(オ) 受益者代理人の承諾書／160	
【書式2-11】 受益者代理人の承諾書／160	
(カ) 税務の留意点（不動産売却時）／161	
(4) 信託期間中の専門職の関与のあり方……………	161
7 信託終了後の実務と留意点……………	161
(1) 主な実務……………	161
(2) 税務上の留意点（信託終了後）……………	162
(ア) 贈与税／162	
(イ) 相続税／162	
(ウ) 不動産取得税／162	
(エ) 登録免許税／163	
Ⅲ 事業承継における民事信託の活用……………	164

目 次

1 事業承継と自社株信託	164
(1) 事業承継の問題	164
(2) 事業承継のための信託	164
2 事 例	165
(1) 事例の内容	165
〔図12〕 当事者等の関係図	165
(2) 本事例における自社株信託の活用の考え方	165
(ア) 意 義	165
(イ) 想定される主なケース	166
(ウ) 本事例における課題の解決	167
(3) 本事例において活用する自社株信託のしくみ	167
〔図13〕 自社株信託のしくみ	167
3 事前準備	167
(1) 委託者・受益者への信託提案書の作成	167
【書式3-1】 委託者・受益者への信託提案書	168
(2) 資料・情報の収集	169
(3) 信託当事者への確認	169
4 信託スキームの立案	170
(1) 信託スキーム立案時の留意点	170
(ア) 概 要	170
(イ) 公正証書の検討	172
(ウ) 受託者の選定——法人・個人どちらにすべきか	172
(エ) 信託財産に事業用資産を加えるべきか否か	173
(オ) 民事信託での限定責任信託の採用の要否	173
(カ) 受託者と任意後見人の兼任	174
(2) 信託契約書の作成	175
【書式3-2】 株式管理承継信託契約書	175
(3) その他必要な書類の作成	182

(ア) 要点説明書／182	
【書式3-3】 要点説明書／183	
(イ) 受託者（一般社団法人）の定款／186	
【書式3-4】 受託者（一般社団法人）の定款／186	
(4) スキーム立案時の専門職の関与のあり方……………	193
5 信託期間中の実務と留意点……………	193
(1) 信託財産の公示、対抗要件の取得……………	193
(2) 信託期間中の管理……………	193
(3) 受益者への報告——貸借対照表・損益計算書の作成・保 存・報告……………	194
【書式3-5】 貸借対照表／194	
【書式3-6】 損益計算書／195	
(4) 税務上の留意点（信託期間中）……………	195
(5) 信託期間中の専門職の関与のあり方……………	195
6 信託終了後の実務と留意点……………	196
(1) 信託の終了……………	196
(2) 清算手続……………	196
(ア) 終了事由の発生による終了の場合／196	
(イ) 委託者・受益者の合意による終了の場合／197	
(ウ) 終了を命じる裁判による終了の場合／197	
(3) 清算受託者の職務の終了等——最終計算書の作成……………	197
【書式3-7】 最終計算書／198	
(4) 税務上の留意点（信託終了後）……………	198
(5) 信託終了後の専門職の関与のあり方……………	198
IV 死後事務における民事信託の活用……………	200
1 死後事務と成年後見……………	200
(1) 死後事務の問題……………	200
(2) 平成28年民法等改正法の問題点……………	200

目 次

2 事 例	201
(1) 事例の内容——健常者が自身の死後事務について、憂いなく後のことを託す場合	201
〔図14〕 当事者等の関係図	201
(2) 本事例における死後事務委任および財産管理処分信託活用の考え方	201
(ア) 信託活用のメリット	201
(イ) 任意後見契約の受任者が信託の受託者になれるか（利益相反）	202
(ウ) 受益者のいない信託とならないか	204
(3) 本事例における死後事務委任および財産管理処分信託のしくみ	204
〔図15〕 死後事務委任および財産管理処分信託のしくみ	205
3 事前準備	205
(1) 資料の収集	205
(2) 情報の収集	205
4 信託スキームの立案	206
(1) スキーム立案時の留意点	206
(2) 信託契約書の作成	207
【書式4-1】 死後事務委任・財産管理処分信託契約書	207
《キーワード》 民事信託と司法書士法施行規則31条	220
(3) 公正証書の利用	221
【書式4-2】 遺言公正証書	221
5 信託期間中の実務と留意点	230
(1) 主な実務	230
(2) 税務上の留意点（信託期間中）	231
(3) 信託期間中の専門職の関与のあり方	231
6 信託終了後の実務と留意点	231

(1) 主な実務	231
(ア) 委託者の死亡の日から12年経過	231
(イ) 信託財産の消滅	232
(ウ) 後継受託者の死亡	232
(2) 税務上の留意点（信託終了後）	232
(3) 信託終了後の専門職の関与のあり方	232
7 成年後見人による死後事務	232
(1) 事例の内容——成年後見人が死後事務を遂行せざるを得ない場合	233
〔図16〕 当事者等の関係図	234
(2) 本事例における死後事務委任契約の考え方	234
(3) 死後事務委任契約書の作成	235
【書式4—3】 死後事務委任契約書	235

第4章 専門職が学ぶべき その他の信託

I 本章の位置づけ	240
II 高齢者の財産管理における商事信託の活用	241
1 事例	241
(1) 事例の内容	241
〔図17〕 当事者等の関係図	241
(2) 本事例における不動産管理処分信託の活用の考え方	242
(ア) 長期継続の財産管理	242
(イ) 財産管理の判断主体と財産権の帰属主体との分離	242
(ウ) 財産管理の判断主体と利益の帰属主体との分離	243
(3) 本事例において活用する不動産管理処分信託のしくみ	243

〔図18〕 不動産管理処分信託のしくみ／244

2	事前準備	244
(1)	資料の収集	244
(2)	情報の収集	245
3	信託スキームの立案	246
(1)	信託スキーム立案時の留意点	246
(ア)	受託者の選定	246
(イ)	信託会社の選定	247
(2)	信託契約書の作成	248
	【書式5-1】 不動産管理処分信託契約書（抜粋）	249
	【書式5-2】 信託財産目録	258
	【書式5-3】 指図権一覧表（一部）	259
	【書式5-4】 受益者一覧表（一部）	262
(3)	信託スキーム立案時の専門職の関与のあり方	263
4	信託登記と登記申請手続	263
(1)	概 要	263
(2)	必要書類等	264
(3)	登記申請書	265
	【書式5-5】 登記申請書（信託設定時）	265
(4)	登記原因証明情報（報告形式の場合）	267
	【書式5-6】 登記原因証明情報	268
(5)	信託目録に記録すべき情報	269
	【書式5-7】 信託目録に記録すべき情報（抜粋）	270
(6)	印鑑登録証明書	271
	【書式5-8】 印鑑登録証明書	272
(7)	資格証明書・登記事項証明書	272
	【書式5-9】 代表者事項証明書	272
(8)	委任状	273

	【書式 5—10】 委任状／273	
(9)	固定資産課税（補充）台帳登録事項証明書……………	275
	【書式 5—11】 固定資産課税（補充）台帳登録事項証明書／275	
(10)	賃貸借契約書（責任限定特約部分のみ）……………	276
(11)	税務上の留意点（信託設定時）……………	277
	(ア) 自益信託／277	
	(イ) 登録免許税／277	
5	信託期間中の実務と留意点……………	277
(1)	主な実務……………	277
	【書式 5—12】 信託の計算書／278	
(2)	信託財産（不動産）の売却と登記申請……………	279
	(ア) 概要／279	
	(イ) 必要書類等／279	
	(ウ) 登記申請書／280	
	【書式 5—13】 登記申請書（信託財産の売却）／280	
(3)	税務上の留意点（信託期間中）……………	281
	(ア) 賃料収入／281	
	(イ) 売却／282	
	(ウ) 受益者の交代時の課税／282	
(4)	信託期間中の専門職の関与のあり方……………	282
6	信託終了後の実務と留意点……………	283
(1)	主な実務……………	283
(2)	信託終了後の専門職の関与のあり方……………	283
Ⅲ	アメリカの Living Trust の検討——ニューヨーク州司法試験	
	問題も題材に ……………	284
1	概説……………	284
2	ニューヨーク州司法試験の信託のエッセイ問題の検討……………	285
(1)	はじめに……………	285

目 次

(2) 信託のエッセイ問題から	287
3 アメリカにおける Living Trust (生存中信託)	290
(1) 総 論	290
〈表14〉 信託の分類	291
(2) Living Trust (生存中信託)	291
(3) Living Trust の勃興	294
(4) 誰が信託受託者となるか	295
(5) 生存中信託は、誰にでも適しているか	296
(6) 生存中信託は、税金との関係ではニュートラル (中立) で ある	296
(7) なぜ、生存中信託が用いられるのか	297
(8) 生存中信託のメリット・デメリットの検討	297
〈表15〉 生存中信託のメリット・デメリット	298
(ア) 最大のメリット——検認の回避	300
(イ) 生存中のメリット	302
(ウ) 死亡後のメリット	303
(エ) 税金対策	306
(オ) デメリット	307
(9) 検認費用が高額に上った著名な事案	307
4 AB Trust	308
〈表16〉 AB Trust	309
5 ニューヨーク州司法試験の信託のエッセイ問題の解答・分析	310
(1) 「浪費者保護信託」に関する事例	310
(ア) 浪費者保護信託とは	311
(イ) 修正可能との明文がない信託契約により設定された信託 については、委託者による修正が可能か	315
(ウ) 遺言に記載された遺贈は、離婚によって影響を受けるか 	316

(2) 「永久拘束禁止原則違反」が論点となる事例	316
(ア) 注ぎ込み信託	316
(イ) 永久拘束禁止の原則	317
(ウ) トッテン信託	319
(エ) 生命保険金の帰属	320
6 日本法への示唆	320
・ 事項索引	322
・ 編者・執筆者紹介	325